

※リース事業者の場合で、契約書に補助金相当の減額が明記されていない場合のみ

第10号様式（要綱第6条関係）

令和 年 月 日

千葉県知事 様

<リース事業者>
(所在地)
(名称)
(役職・代表者名)
<使用者(貸与先)>
(所在地)
(名称)
(役職・代表者名)

千葉県地域交通等次世代自動車導入促進補助金貸与料金の算定根拠明細書

標記補助金事業で申請している車両（車両関連設備）のリース契約においては、以下のとおり、リース料金総額から補助金相当額が減額されている旨、間違いありません。

1 車両名または車両関連設備名

--

2 交付を受ける補助金額（※1）

千葉県補助金額(A)		円
その他補助金額(B) (補助金名)	() 円
合計額(C)=(A)+(B)		円

(※1) 補助金額は既に交付決定を受けている金額を記載し、根拠資料（交付決定通知等）を添付してください。

3 リース料金の総額（消費税抜き）（※2）

補助金の交付がない場合 (ア)	補助金の交付を受ける場合 (イ)	差額（※3） (ウ) = (ア) - (イ)

(※2) 契約書にリース料金の総額について記載がない場合は、(リース料金の月額) × (契約月数) で総額（消費税抜き）を計算し、記載してください。

(※3) 「補助金の交付がない場合のリース料金の総額」と、「補助金の交付を受ける場合のリース料金の総額」の差額が、「2 交付を受ける補助金額」の合計額以上（ウ） ≥ （C）となっているか、県において確認させていただきます。

4 特記事項

--